

消費生活情報メール



2014年11月 第22号 兵庫県生活科学総合センター企画研修課

TEL: 078-302-4000 FAX: 078-302-4002

http://www6.ocn.ne.jp/~seiken/

あま〜い誘いにご用心! ~その1~

インターネットには面白そうなサイトがいっぱい。でも気をつけることもたくさんあります。

ワンクリック請求 ~年齢確認をクリックしただけで、料金請求された!~



料金を支払う必要はありません!

年齢確認を行っただけで、申し込み確認・訂正の画面を確認していないまま「登録」となっても、契約は成立していません。



個人情報を伝えない!

「退会手続」等、画面に表示されている事業者に連絡をすると、氏名や電話番号など個人情報を聞き出され、料金を請求する電話がかかってくる恐れがあります。



芸能人情報・アニメ・占いサイトなどでも同様の被害が多発!!



スマートフォンでもワンクリック請求が...



請求画面を削除するには

(独)情報処理推進機構(IPA)セキュリティセンターのホームページを参考にしてください。

<http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>

面白いサイトを発見したり、誘導されて興味を引くサイトに行きついたとき、本当は18歳未満でもつい「18歳以上ですか?」に「YES」をクリックすることも…。その後、「登録料金を支払ってください。払わないと訴えます。」などの請求画面が出て、年齢等をクリックしただけでは契約は成立していないので、支払う必要はありません。あわてて返信するとさらに請求がエスカレートすることもあります。

サクラサイト商法

～芸能人の悩みを聞けばお金がもらえる!?～



不審なメールには絶対に返信してはいけません。

サクラは、異性、タレント、社長、弁護士、占い師などのキャラクターになりすまして、メールやSNSサイトをとおしてあなたに接触!

メールの交換のために多額の利用料を支払うことになったり、個人情報を知られてしまったりする危険性があります。

事例のように、芸能人やお金持ちなどになりすまし、話し相手になってください、などと持ちかけ、有料サイトでたくさんのポイントを使わせる手口があります。知らない人からのメールは無視しましょう。

被害にあわないための5か条

- ① いらぬものは「いりません!」ときっぱり断りましょう
- ② その場ですぐ契約しないで、よく確かめて、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう
- ③ 個人情報(住所・氏名・電話番号・メールアドレス等)を安易に提供しないようにしましょう
- ④ 納得できない請求には慎重に対応しましょう
- ⑤ おかしいと思ったら、すぐにお近くの消費生活相談窓口へ

一人で悩まないで！相談できる場所があるよ！！

生活科学総合センター	(078)303-0999	但馬消費生活センター	(0796)23-0999
東播磨消費生活センター	(079)424-0999	丹波消費生活センター	(0795)72-0999
中播磨消費生活創造センター	(079)281-0993	淡路消費生活センター	(0799)23-0993
西播磨消費生活センター	(0791)58-0993	または市町の消費生活相談窓口まで	

●消費者ホットライン 0570-064-370(お近くの相談窓口につながります)



「消費生活情報メール」は、兵庫県の消費生活相談窓口へ寄せられた最新の相談事例や、生徒や教員の皆様に知っていただきたい情報などを掲載してお届けするものです。コピーOKです。ぜひご活用ください。